

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT8013225

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME	
CONVEYING PARTY DATA		
	Name	Execution Date
	BIZMOBILE INC.	11/10/2021
RECEIVING PARTY DATA		
Name:	IOT-EX INC.	
Street Address:	5-1 KANDATOMIYAMACHO	
City:	CHIYODA-KU, TOKYO	
State/Country:	JAPAN	
Postal Code:	101-0043	
PROPERTY NUMBERS Total: 1		
	Property Type	Number
	Application Number:	17252733
CORRESPONDENCE DATA		
Fax Number:	(702)998-3093	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>		
Phone:	1-702-998-3093	
Email:	jimu@yokoi.or.jp	
Correspondent Name:	TOSHIYUKI YOKOI	
Address Line 1:	11500 S EASTERN AVE #150	
Address Line 4:	HENDERSON, NEVADA 89052	
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	PCT20-1020	
NAME OF SUBMITTER:	TOSHIYUKI YOKOI	
SIGNATURE:	/ty/	
DATE SIGNED:	06/18/2023	
Total Attachments: 11		
source=Coversheet#page1.tif		
source=TranslatorDeclaration#page1.tif		
source=Certificate_translation#page1.tif		
source=Certificate_original#page1.tif		
source=Certificate_original#page2.tif		
source=Certificate_original#page3.tif		

source=Certificate_original#page4.tif
source=Certificate_original#page5.tif
source=Certificate_original#page6.tif
source=Certificate_original#page7.tif
source=Certificate_original#page8.tif

RECORDATION FORM COVER SHEET

PATENTS ONLY

To the Director of the U.S. Patent and Trademark Office: Please record the attached documents or the new address(es) below.

1. Name of conveying party(ies)

BizMobile Inc.

Additional name(s) of conveying party(ies) attached? ☐ Yes ☒ No

3. Nature of conveyance/Execution Date(s):

Execution Date(s) November 10, 2021

- ☐ Assignment ☐ Merger
☐ Security Agreement ☒ Change of Name
☐ Joint Research Agreement
☐ Government Interest Assignment
☐ Executive Order 9424, Confirmatory License
☐ Other _____

2. Name and address of receiving party(ies)

Name: IoT-EX Inc.

Internal Address: _____

Street Address: 5-1 Kandatomiyamacho

City: Chiyoda-ku, Tokyo

State: _____

Country: Japan Zip: 101-0043

Additional name(s) & address(es) attached? ☐ Yes ☒ No

4. Application or patent number(s):

☒ This document serves as an Oath/Declaration (37 CFR 1.63).

A. Patent Application No.(s)

B. Patent No.(s)

17/252733

Additional numbers attached? ☐ Yes ☒ No

5. Name and address to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: Toshiyuki Yokoi

Internal Address: _____

Street Address: Yokoi & Company

11500 S Eastern Ave #150

City: Henderson

State: NV Zip: 89052

Phone Number: (702) 998-3093

Docket Number: _____

Email Address: jimu@yokoi.or.jp

6. Total number of applications and patents involved: 1

7. Total fee (37 CFR 1.21(h) & 3.41) \$ _____

- ☐ Authorized to be charged to deposit account
☐ Enclosed
☒ None required (government interest not affecting title)

8. Payment Information

Deposit Account Number _____

Authorized User Name _____

9. Signature: /ty/

2023-06-18

Signature

Date

Toshiyuki Yokoi

Name of Person Signing

Total number of pages including cover sheet, attachments, and documents:

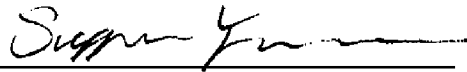
Documents to be recorded (including cover sheet) should be faxed to (571) 273-0140, or mailed to:
Mail Stop Assignment Recordation Services, Director of the USPTO, P.O.Box 1450, Alexandria, V.A. 22313-1450

DECLARATION

I, Suguru Yamamoto, a member of YOKOI & Co. of 1-27, Kurumada-cho, Showa-ku, Nagoya, Japan do solemnly and sincerely declare that I well understand the Japanese language and English language and the attached English version is true and faithful translation of a part of the attached document.

And I made this solemn declaration conscientiously believing the same to be true.

This 16th day of June, 2023

A handwritten signature in cursive script, appearing to read 'Suguru Yamamoto', written over a horizontal line.

Suguru Yamamoto

Certificate of All Present Matters

5-1 Kandatomiyamacho, Chiyoda-ku, Tokyo

IoT-EX Inc.

Corporate Registration No.:	0100-01-129910	
Tradename:	<u>BizMobile Inc.</u>	
	IoT-EX Inc.	Modified on November 1, 2021
		Registered on November 10, 2021
Head Office:	<u>18-1, Ginza 8-chome, Chuo-ku, Tokyo</u>	
	5-1 Kandatomiyamacho, Chiyoda-ku, Tokyo	Transferred on August 18, 2013
		Registered on August 25, 2013
Method of notification:	The notification is to be published in the Official Gazette.	
Date of incorporation:	May 19, 2008	

*Underline means the deletion items.

*Translation of the items not related to the change of name is omitted.

I certificated that this document shows the above is the whole record in the recordation which is effective at present.

June 9, 2023

Tokyo Legal Affairs Bureau

Registration Clerk: Miochiyo SATO (Seal)

Reference Number: ㄖ 297942

履歴事項全部証明書

東京都千代田区神田富山町5番1

I o T - E X株式会社

会社法人等番号	0100-01-129910		
商号	BizMobile株式会社		
	I o T - E X株式会社		令和 3年11月 1日変更
			令和 3年11月10日登記
本店	東京都中央区銀座八丁目18番1号		
	東京都千代田区神田富山町5番1		平成26年 8月18日移転
			平成26年 8月25日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。		
会社成立の年月日	平成21年5月19日		
目的	1. 携帯向けのアプリケーションの企画、調査、設計、開発及び運営 2. 携帯向けのサービスの企画、調査、設計、開発及び運営 3. 携帯を利用したセキュリティサービスの企画、調査、設計、開発及び運営 4. 携帯を利用した認証サービスの企画、調査、設計、開発及び運営 5. 携帯機器、OS、ミドルウェアの企画、調査、設計及び開発 6. 企業内システムのデータを携帯向けに自動的に変換するアプリケーションの企画、調査、設計、開発及び運営 7. 書籍、映像・音楽ソフトウェアの輸出入、販売、仲介 8. 電子出版物の制作、販売、仲介 9. インターネットホームページの開発に関する情報、資料の収集、調査及び研究、ならびにそのコンサルタント業務 10. 経営コンサルティング業 11. 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業 12. 各種企業の事業計画、市場調査の請負 13. 新商品開発計画の企画立案及び販売調査の受託 14. 各種イベント、展示会の企画、制作及び運営 15. 通信機器、事務機器、事務用品の輸出入、販売、仲介 16. 入場券、チケット等の販売及び仲介 17. 旅行業 18. ファクタリング業 19. 投融資に関する評価計算事務及び信用審査の受託 20. 株式及び債権の投資に関する調査企画 21. 国内外投資先の斡旋及び仲介 22. 事務機械化及び経営合理化並びに不動産に関わる有効利用に関するコンサルタント業務		

	23. 出版物の企画、発行及び販売 24. 著作権、著作権隣接権、ノウハウ、工業所有権その他無体財産権の取得・利用の開発・使用許諾・管理・譲渡およびこれらの仲介 25. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したものの）の企画、開発及び商品化権の取得・利用の開発・使用許諾・管理・譲渡ならびにこれらの仲介 26. 市場調査ならびに販売促進に関する情報、資料の収集、調査および研究ならびにそのコンサルタント業務 27. 各種情報の収集、処理ならびに提供に関する業務 28. 企業の経営管理及び販売促進に関する人材育成のための教育および養成、ならびにそのコンサルタント業務 29. 企業におけるコーポレートアイデンティティの調査研究、企画および制作 30. 前各号に付帯関連する一切の事業
	1. I o T 事業全般に関する調査、企画、開発、設計及び運営 2. I o T 技術、I o T デバイス及び I o T サービスに関するマーケットプレイスの企画、開発、設計及び運営 3. I o T 技術、I o T デバイス及び I o T サービスの販売並びに販売代行 4. I o T 機器、I o T サービス及び I o T プラットフォームの相互接続に関する調査、企画、開発、設計及び運営の受託並びにコンサルティング 5. 電気通信事業法に基づく電気通信事業 6. 携帯向けのアプリケーションの企画、調査、設計、開発及び運営 7. 携帯向けのサービスの企画、調査、設計、開発及び運営 8. 携帯を利用したセキュリティサービスの企画、調査、設計、開発及び運営 9. 携帯を利用した認証サービスの企画、調査、設計、開発及び運営 10. 携帯機器、OS、ミドルウェアの企画、調査、設計及び開発 11. 企業内システムのデータを携帯向けに自動的に変換するアプリケーションの企画、調査、設計、開発及び運営 12. 書籍、映像・音楽ソフトウェアの輸出入、販売、仲介 13. 電子出版物の制作、販売、仲介 14. インターネットホームページの開発に関する情報、資料の収集、調査及び研究、ならびにそのコンサルタント業務 15. 経営コンサルティング業 16. 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業 17. 各種企業の事業計画、市場調査の請負 18. 新商品開発計画の企画立案及び販売調査の受託 19. 各種イベント、展示会の企画、制作及び運営 20. 通信機器、事務機器、事務用品の輸出入、販売、仲介 21. 入場券、チケット等の販売及び仲介 22. 旅行業 23. ファクタリング業 24. 投融資に関する評価計算事務及び信用審査の受託 25. 株式及び債券の投資に関する調査企画 26. 国内外投資先の斡旋及び仲介 27. 事務機械化及び経営合理化並びに不動産に関わる有効利用に関するコンサルタント業務 28. 出版物の企画、発行及び販売 29. 著作権、著作権隣接権、ノウハウ、工業所有権その他無体財産権の取得・利用の開発・使用許諾・管理・譲渡およびこれらの仲介

東京都千代田区神田富山町 5 番 1

I o T - E X 株式会社

	3 0. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したもの）の企画、開発及び商品化権の取得・利用に開発・使用許諾・管理・譲渡ならびにこれらの仲介 3 1. 市場調査ならびに販売促進に関する情報、資料の収集、調査および研究ならびにそのコンサルタント業務 3 2. 各種情報の収集、処理ならびに提供に関する業務 3 3. 企業の経営管理及び販売促進に関する人材育成のための教育および養成、ならびにそのコンサルタント業務 3 4. 企業におけるコーポレートアイデンティティの調査研究、企画および制作 3 5. 前各号に付帯関連する一切の事業 令和 3 年 1 1 月 1 日変更 令和 3 年 1 1 月 1 0 日登記		
発行可能株式総数	1 0 万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 8 8 5 0 株	平成 2 3 年 4 月 2 8 日変更	
		平成 2 3 年 5 月 1 3 日登記	
資本金の額	金 6 6 0 0 万円	平成 2 3 年 4 月 2 8 日変更	
		平成 2 3 年 5 月 1 3 日登記	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。 平成 2 3 年 4 月 8 日変更 平成 2 3 年 4 月 2 1 日登記		
役員に関する事項	取締役	松 村 淳	令和 1 年 6 月 2 7 日重任
			令和 1 年 7 月 5 日登記
	取締役	松 村 淳	令和 3 年 6 月 2 4 日重任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
	取締役	小 畑 至 弘	令和 1 年 6 月 2 7 日重任
			令和 1 年 7 月 5 日登記
	取締役	小 畑 至 弘	令和 3 年 6 月 2 4 日重任
			令和 3 年 7 月 6 日登記
	取締役	佐 藤 桂	令和 1 年 6 月 2 7 日重任
			令和 1 年 7 月 5 日登記
	取締役	佐 藤 桂	令和 3 年 6 月 2 4 日重任
			令和 3 年 7 月 6 日登記

東京都千代田区神田富山町5番1

IoT-EX株式会社

	東京都千代田区富士見二丁目2番14-1304号 代表取締役 松村 淳	令和 1年 6月27日重任
		令和 1年 7月 5日登記
	東京都千代田区富士見二丁目2番14-1304号 代表取締役 松村 淳	令和 3年 6月24日重任
		令和 3年 7月 6日登記
	東京都港区南麻布四丁目9番34-303号 代表取締役 小畑 至弘	令和 1年 6月27日重任
		令和 1年 7月 5日登記
	東京都港区南麻布四丁目9番34-303号 代表取締役 小畑 至弘	令和 3年 6月24日重任
		令和 3年 7月 6日登記
	監査役 木呂子 義之	平成29年 6月27日重任
		平成29年 7月10日登記
	監査役 木呂子 義之	令和 3年 6月24日重任
		令和 3年 7月 6日登記
	監査役 五十嵐 尚	令和 4年 6月23日就任
		令和 4年 6月29日登記
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 242個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 242株 なお、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）は、新株予約権1個につき1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該時点で行使していないものについて、次の算式により付与株式数を調整するものとする。調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり40,000円（以下「行使価額」）にその目的である株式数を乗じた金額。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使していないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1円未満の端	

数については、これを切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ÷ 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、または資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。さらに、当社が行使価額を下回る価額で新規に株式を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く）または自己株式を処分する場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使していないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、「新規発行株式数」には「処分する自己株式数」を含むものとする。

新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日または当社が東京証券取引所その他の証券取引所において新規株式公開した日のいずれか遅い日から平成35年3月31日までの間（以下「行使期間」）とする。

新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権者は、その割当を受けた全新株予約権数の25%（1個未満切捨）を行使期間の初日から最初の3月31日までの期間（期間1）に、同50%（1個未満切捨）をその翌日から次の3月31日までの期間（期間2）に、同75%（1個未満切捨）をその翌日から次の3月31日までの期間（期間3）に、同100%をその翌日から平成35年3月31日までの期間（期間4）に、それぞれ累積的に行使できるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた日からこれを行使する日までの間、継続して当社の取締役、監査役、従業員またはこれらに準ずるものとして当社取締役会が認めた地位に在籍することを要する。
- ③ 新株予約権者が、当社の取締役、監査役、従業員またはこれらに準ずるものとして当社取締役会が認めた地位のいずれにも該当しなくなったときは、新株予約権は即時失効する。
- ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権の相続は、これを認めない。
- ⑥ 新株予約権者は、新株予約権の第三者への譲渡、質入れ、担保権の設定その他一切の処分をすることができない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。また、新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社はその新株予約権を無償で取得し、消却できる。その他、当社はいつでも新株予約権を無償で取得し、消却できる。

平成25年12月20日発行

平成26年 4月18日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

35個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 35株

なお、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」）は、新株予約権1個につき1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該時点で行使していないものについて、次の算式により付与株式数を調整するものとする。調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり40,000円（以下「行使価額」）にその目的である株式数を乗じた金額。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使していないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \div \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、または資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

さらに、当社が行使価額を下回る価額で新規に株式を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く）または自己株式を処分する場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使していないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

東京都千代田区神田富山町 5 番 1

I o T - E X 株式会社

	$\begin{array}{ccccccc} & & \text{既発行} & & \text{調整前} & & \text{新規発行} & & \text{1株当り} \\ & & \times & & & & + & & \times \\ & & \text{株式数} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ \text{調整後行使価額} & = & & & & & & & \\ & & \text{既発行株式数} & + & \text{新規発行株式数} & & & & \\ \text{上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、「新規発行株式数」には「処分する自己株式数」を含むものとする。} \\ \text{新株予約権を行使することができる期間} \\ \text{割当日後2年を経過した日または当社が東京証券取引所その他の証券取引所において新規株式公開した日のいずれか遅い日から平成35年3月31日までの間（以下「行使期間」）とする。} \\ \text{新株予約権の行使の条件} \\ \text{①各新株予約権者は、その割当を受けた全新株予約権数の25\%（1個未満切捨）を行使期間の初日から最初の3月31日までの期間（期間1）に、同50\%（1個未満切捨）をその翌日から次の3月31日までの期間（期間2）に、同75\%（1個未満切捨）をその翌日から次の3月31日までの期間（期間3）に、同100\%をその翌日から平成35年3月31日までの期間（期間4）に、それぞれ累積的に行使できるものとする。} \\ \text{②新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた日からこれを行使する日までの間、継続して当社の取締役、監査役、従業員またはこれらに準ずるものとして当社取締役会が認めた地位に在籍することを要する。} \\ \text{③新株予約権者が、当社の取締役、監査役、従業員またはこれらに準ずるものとして当社取締役会が認めた地位のいずれにも該当しなくなったときは、新株予約権は即時失効する。} \\ \text{④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。} \\ \text{⑤新株予約権の相続は、これを認めない。} \\ \text{⑥新株予約権者は、新株予約権の第三者への譲渡、質入れ、担保権の設定その他一切の処分をすることができない。} \\ \text{会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件} \\ \text{当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。また、新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社はその新株予約権を無償で取得し、消却できる。その他、当社はいつでも新株予約権を無償で取得し、消却できる。} \\ \text{平成26年 8月29日発行} \\ \text{平成27年 1月30日登記}$
吸収合併	令和3年11月1日東京都千代田区神田富山町5番1 I o T - E X 株式会社を合併 令和 3年11月10日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成23年 4月 8日設定 平成23年 4月21日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成22年 9月17日設定 平成22年10月 6日登記

東京都千代田区神田富山町 5 番 1
I o T - E X 株式会社

登記記録に関する 事項	平成 2 2 年 1 月 6 日東京都港区六本木六丁目 8 番 1 0 号から本店移転 平成 2 2 年 1 月 1 4 日登記
----------------	---



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 5 年 6 月 9 日
東京法務局
登記官

佐 藤 美 智 代



整理番号 ア 2 9 7 9 4 2

* 下線のあるものは抹消事項で

PATENT

RECORDED: 06/18/2023

REEL: 063981 FRAME: 0684